

手話通訳・要約筆記を 活用してください！



聞こえにくい人、聞こえない人、聴覚障^{がい}碍者と円滑な意思の疎通を図りたい人や団体は、どなたでも利用できます。

どんな時に使えるの？



手話通訳者



要約筆記者

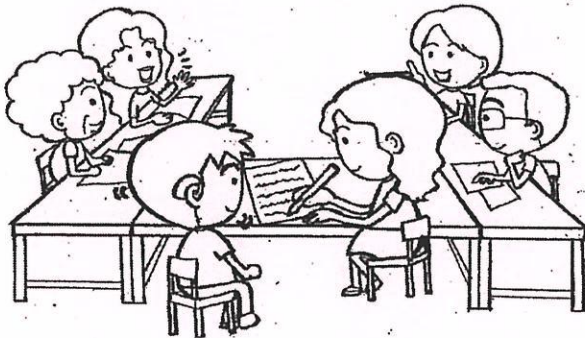
自分や家族が病気になったときの病院受診
結婚式、お葬式、相続、家族間の話し合い等



市役所や銀行



交通事故や緊急時



会議・自治会・管理組合の話し合い 学校の保護者会・講演会・その他
コミュニケーションを取りたいときに、個人でも団体でも利用できます。

意思疎通支援事業

宝塚市では、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。

詳細は、下記の宝塚市役所障^{がい}碍福祉課までお問い合わせください。

FAX 0797-72-8086 電話 0797-77-2077
Eメール shuwa@city.takarazuka.lg.jp